

令和5年度 第7回教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和5年10月3日（火） 13時30分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 小会議室
- 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）橋本茂子
 （教育委員）川原 悟 （教育委員）長下亜希
 （教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡田半二郎

欠席者： 一

教育長挨拶

議題

（1）議事録の承認について

（2）議案審議

議案第18号 東彼杵町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

議案第19号 東彼杵町公民館規則の一部を改正する規則について

議案第20号 東彼杵町立体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

（3）協議事項

① 東彼杵町小中一貫教育導入検討委員会設置要綱（案）の修正について

（4）報告事項

① いじめ防止対策推進法の規定による重大事案に関する経過について（報告）

② 令和5年第3回定例議会（9月）報告について

③ 9月行政報告

④ 10月行事予定

（5）その他

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 13時30分

教育長挨拶

9月の教育委員会及び各学校内の主な行事内容をもとに、中学校では中学校体育大会や中体連駅伝大会など生徒の頑張りと成果、また小学校では登校や学校訪問などでの子ども達の学習に励む学校活動の様子など、また先生方の研究授業などの状況を交えて報告し、挨拶を行った。

議題

（1）議事録の承認について

教育次長

議事録の承認について、事前に送付していましたが8月28日開催の臨時教育委員会及び9月4日開催の第6回定例教育委員会の議事録の内容確認について、修正及び内容確認等の山口教育委員から連絡があったことを報告し、修正部分を口頭で説明を行い修正した。

また、橋本教育委員から誤字の指摘を受け、訂正を行い、その修正した内容をもって承認を求めた。

教育長及び教育委員全員の意見

修正内容をもって、承認を受ける。

（2）議案審議

教育長

これから議案の審議を行います。

なお、議案第18号、第19号及び第20号は関連があり、各議案の提案理由が同じでありますので一括して審議を行います。

議案第18号、東彼杵町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、議案第19号、東彼杵町公民館規則の一部を改正する規則について、及び議案第20号、東町立体育館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題とし、審議を行います。

三つの本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。

教育次長

各議案の提案理由説明の前に、今回の共通する改正の理由を説明します。

長崎県障害福祉課からの依頼により、障害を理由とする不合理な制限条項につ

いての確認、及び適切な対応依頼の周知依頼が関係行政機関等へあっておりません。

その内容は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、それぞれ行政機関での対応のとるべき措置が規定されております。

行政機関等では、関係する事務または事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取り扱いをすることより、障害者の権利利益を侵害してはならないとされております。

よって、権利侵害に当たることが無いようにと、関係規則等の改正を行うものです。

つきましては、議案第18号、東彼杵町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、東彼杵町教育委員会会議規則（平成20年教育委員会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求めます。

提案の理由は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第1条第1項の規定により、行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないとされており、障害を理由とする不合理な制限の規定を削除する必要があるため、本規則の一部を改正することについて教育委員会の承認を求めます。

新旧対照表の改正前の内容で、第19条で「傍聴できない者」を規定していますが、第19条第1号に、「精神に異常があると認められる者」とあり、この条文を削除し、改正後は、改正前の第2号、3号、4号が繰り上がり、第1号、第2号、第3号となります。

続きまして、議案第19号、東彼杵町公民館規則の一部を改正する規則について、提案の理由は、前議案18号と同様になります。

新旧対照表の改正前の内容では、第12条で「入館の制限」を規定しております。

第12条第1号で、「伝染性の病気にかかっている者、又は精神に異常があると認められる者」とあり、この条文中の「、又は精神に異常があると認められる者」のみを削除するものです。改正後は、「(1) 伝染性の病気にかかっている者」となり、第2号から第4号までは変更ありません。

続きまして、議案第20号、東彼杵町立体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、前議案同様に提案の理由は同じであります。

新旧対照表での改正前ですが、第9条で「入館の制限」を規定しています。

第9条第1号で、「伝染性の病気にかかっていると認められる者、又は精神に異常があると認められる者」とあり、この条文中の「、又は精神に異常があると認められる者」のみを削除するものです。

改正後は、「(1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者」となり、第2号から第4号までは、そのまま変更はありません。

説明は以上です。

教育長

これから質疑を行います。

質疑がある方は最初に、三つ議案がありますので、議案番号を告げてから質疑をお願いします。

川原委員

議案18号ですが、議案第19号、議案20号は、第1号の条文の一部が残るが、議案第18号は第1号全文が消えますので、第2号以降が、第1号となり番号が繰り上がってずれてくるということですか。

教育次長

はい、そうです。

規定の改正において、号の条文がまるまる抜けた場合には、上の号に繰り上がるという形になりますので、空欄にはならないということです。

教育長

他に質疑ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

では質疑なしと認めます。

これから議案第18号、東彼杵町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、議案第19号、東彼杵町公民館規則の一部を改正する規則について、及び議案第20号、東彼杵町立体育館条例施行規則の一部を改正する規則についての承認を求めます。

お諮りします。原案の通り承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

はい、異議なしと認めます。

従いまして、議案第18号、東彼杵町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、議案第19号、東彼杵町公民館規則の一部を改正する規則について、及び議案第20号、東彼杵町立体育館条例施行規則の一部を改正する規則については、審議の通り承認することに決定いたします。

以上で議案の審議を終わります。

(3) 協議事項

① 東彼杵町小中一貫教育導入検討委員会設置要綱（案）の修正について
教育次長

東彼杵町小中一貫教育制度導入検討委員会設置要綱案の修正についてです。

先般の総合教育会議で協議した中で、町長及び副町長からの意見等について整理した内容を記載しております。

（資料により説明を行う。）

また、その意見等を踏まえた内容で、要綱の修正を行っておりますので、その内容等について、何かご意見等ございましたらお願いします。

なお、次の段階として、特段ご意見等がなければ、次回の定例教育委員会で、要綱制定の議案として、上程したいと考えております。

教育委員全員

誤字等の修正の指摘を受け、訂正し承諾を得る。

(4) 報告事項

① いじめ防止対策推進法の規定による重大事案に関する経過について（報告）

教育次長

資料により報告内容の説明を行う。なお、説明においては、個人情報を含むことから、議事録に説明及び質疑内容の詳細を記載することを省略することで、教育委員からの承認を得て進める。

（説明内容及び質疑内容等は省略）

なお、教育委員から役場福祉係との連携調整の重要性など意見があった。

② 令和5年第3回定例議会（9月）報告について

教育次長

9月定例議会での一般質問による質疑の内容及び令和4年度決算審査会による指摘内容や意見等について報告する。

一般質問では、2人の議員からあり、尾上議員からの彼杵小学校における外国語の授業について、また、構議員による公用車、町営バス、スクールバスの実態調査についてとして、スクールバス関連の質問があったことを報告。

また、令和5年度決算審査内容では、不用額の圧縮に係る予算要求時の精査の対応や学校施設修繕調査（令和3年産業建設文教委員会調査）の進捗確認、そのほか千綿人形サポーターへの活動支援及び発表会機会の設定、また各公共施設設置のAEDに対する職員研修会の設定や町長公約に関係して、スクールバス環境整備に向けて今後の事業検討及び進め方や説明対応などに対する意見要望があった

ことを報告する。

③ 9月行政報告

教育次長

資料により、説明を行う。

④ 10月行事予定

教育次長

資料により、説明を行う。

(5) その他

○次回開催日の開催日程調整

次回定例教育委員会を11月2日(木)の15時から開催することに決定する。

15時15分 閉会

議事録署名

令和5年11月2日

教育委員 山口直登

教育長 粒崎秀人